国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法 人税額の特別控除に関する明細書			連事年	業   法人名   湯
	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	円		連結所得の金額
各	調整前連結税額の個別帰属額 (21)× (1) (19)		各	(別表四の二「55の①」) 19 4
連	取得価額の合計額(別表六の二(十三)付表「11」の合計)		連	
	同上のうち別表六の二(十三) 付表「7」が平成31年3月31日4 以前であるものに係る額		結	特定機械装置等の取得をした各連 結法人の個別所得金額の合計額 20
結	設備並びに構築物に係る額。			(取得適用連結法人の(1)の合計) 接続 事業 を
法	(3) のうち別表六の二(十三) 付表「7」が平成31年4月1日 以後であるものに係る額		法	
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額 (6)のうち別表六の二(十三)		人	調整前連結税額(別表一の二「2」) 21 21
人	付表「6」が平成31年3月31日8 以前であるものに係る額			
に	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額 税 (((4)-(5))+((8)-(9)))× 15 100		<b>の</b>	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 (21)× <sup>20</sup> / <sub>100</sub>
	額 $+((5)+(9))\times\frac{8}{100}$ 10 上 $+((5)+(9))\times\frac{8}{100}$ 10	)	合	100
お	限 $(((6)-(7))-((8)-(9)))\times \frac{14}{10}$		: [. \	て機械等を取得した場合の法人税額の特別控
け	Man 相 相			
	法調整前連結税額 ② 「区分番号」欄:「10490」 (22)×(1) (20) (3) 「適用額」欄:「25」欄の金額 (B) 帰属額基			
る	額 $(2) \times \frac{20}{100}$ 14 基	1	の	調整前連結税額超過構成額24
計	準法 人 税 額 基 準 額 15 額 ((13)と(14)のうち少ない金額)	5	<b>⊐</b> 1	(別表六の二(三)「7の⑨」) 24
	当期税額控除可能額 ((12)と(15)のうち少ない金額) (18) (15)のうち少ない金額) (15)のうち少ない金額) (15)のうち少ない金額) (15)のうち少ない金額) (15)のうち少ない金額)	5	計	
算	調整前連結税額超過構成額 (24)×(16) (23) 法 人 税 額 の 特 別	7	算	法人税額の特別控除額の合計額 (23) - (24)
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 18 (16) - (17)	3		